

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

対象期間： R06.2.1 ～ R07.1.31

1. 派遣労働者の数 6 名 (R07.1.31現在)
2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者(派遣者)の数 1 事業所
3. マージン率 37.3%
4. 労働者派遣に関する料金の額の平均額 30,059 円(1日8.0時間当たりの平均)
5. 派遣労働者の賃金の額の平均額 18,848 円(1日8.0時間当たりの平均)
6. 教育訓練に関する事項
 - ① 教育訓練の種類 コンプライアンス教育、情報セキュリティ、安全管理
 - ② 対象者 派遣労働者
 - ③ 実施人員 5名
 - ④ 方法及び給与の支給 OFF・JT 有給
 - ⑤ 実施主体 派遣元事業主
 - ⑥ 実施期間 年6回以上
 - ⑦ 派遣労働者の費用負担 無
7. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別
労使協定を締結している(令和8年3月31日まで)
全労働者
8. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
マージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

上記マージン率の中には、以下の法定福利費の当社負担分、福利厚生にかかる費用が含まれています。

- ・ 福利厚生費： 健康診断料、任意労災保険、通勤手当
- ・ 有給休暇負担引当： 有給休暇取得時の負担引当金
- ・ 社会保険料： 雇用・労災・健康・厚生年金保険料
- ・ 会社運営費 広告宣伝費、事務所の光熱費等の経費